

バリアフリー法におけるマスタープラン ・基本構想について

東北運輸局 交通政策部
バリアフリー推進課

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の概要

※令和2年法改正の内容について、赤字は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行

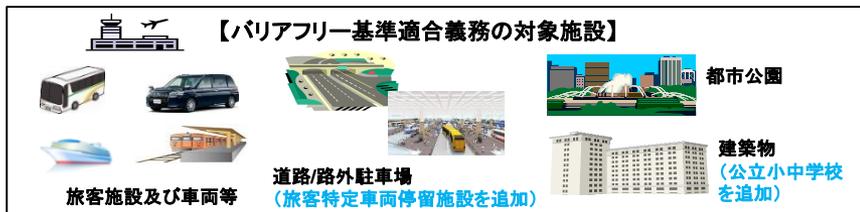
1. 国が定める基本方針

- 移動等円滑化の意義及び目標
- 基本構想の指針
- 情報提供に関する事項
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- その他移動等円滑化の促進に関する事項
- 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の指針

2. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

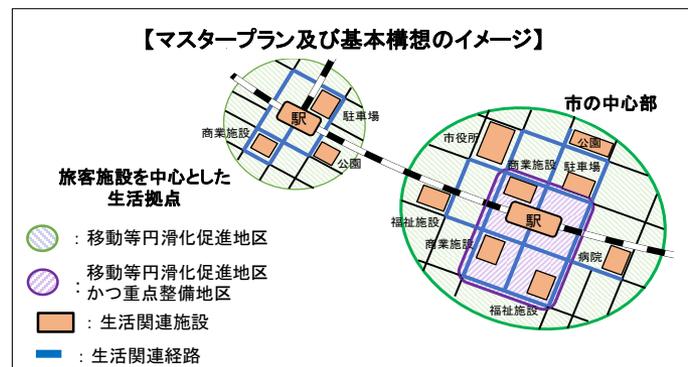
3. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守(新設等は義務、既存は努力義務)
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務(一定規模以上の公共交通事業者等)



4. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進(マスタープランには具体の事業について位置づけることは不要)
- ・定期的な評価・見直しの努力義務



5. 当事者による評価

- ・高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価(移動等円滑化評価会議)

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

背景

- 現行の基本方針におけるバリアフリー化の目標は令和2年度までの期限となっていることから、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、**学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的なご意見をいただき**ながら、新型コロナウイルス感染症による影響等の状況も踏まえ、**次期目標をとりまとめ**。

(第8回検討会: 令和元年11月15日、第9回検討会: 令和2年1月16日、第10回検討会: 令和2年6月17日、第11回検討会: 令和2年11月18日)

次期目標の設定に向けた見直しの視点

- ・現行目標においては、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定し、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗がみられるが、引き続きバリアフリー化を進める必要がある。
- ・次期目標については、**ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進**していく観点から、**以下の点に留意**。

- 各施設等について**地方部を含めたバリアフリー化**の一層の推進

(平均利用者数^(※1)が2,000人以上3,000人未満/日であって基本構想に位置付けられた旅客施設等に関する目標を追加)

- **聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリー**の進捗状況の見える化

(旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)を明確に位置付け)

- **マスタープラン・基本構想の作成**による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進

- 移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる**「心のバリアフリー」^(※2)の推進**

※1: 新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、適切に補正した結果(例えば、過去3年度における平均値を用いる)も考慮したうえで、取組む

※2: 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)において、「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして、「障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること」、「障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。」及び「自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。」が挙げられている

目標期間

- ・現行目標期間: 平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)までの10年間
- ・次期目標期間: 社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、**おおむね5年間^(※3)**

※3: 新型コロナウイルス感染症による更なる影響、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、次期目標期間内であっても、必要に応じて目標の見直しに努める

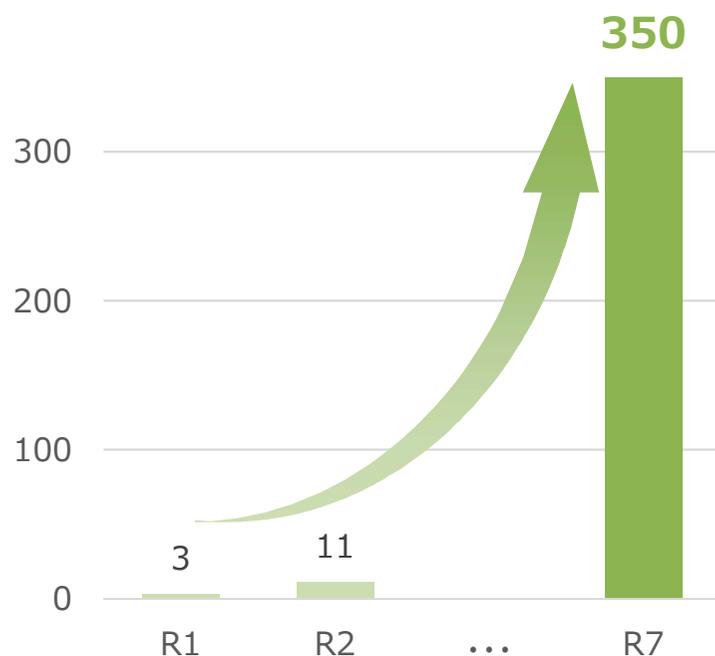
令和2年12月25日公布
 令和3年4月1日施行

マスタープラン・基本構想の作成促進

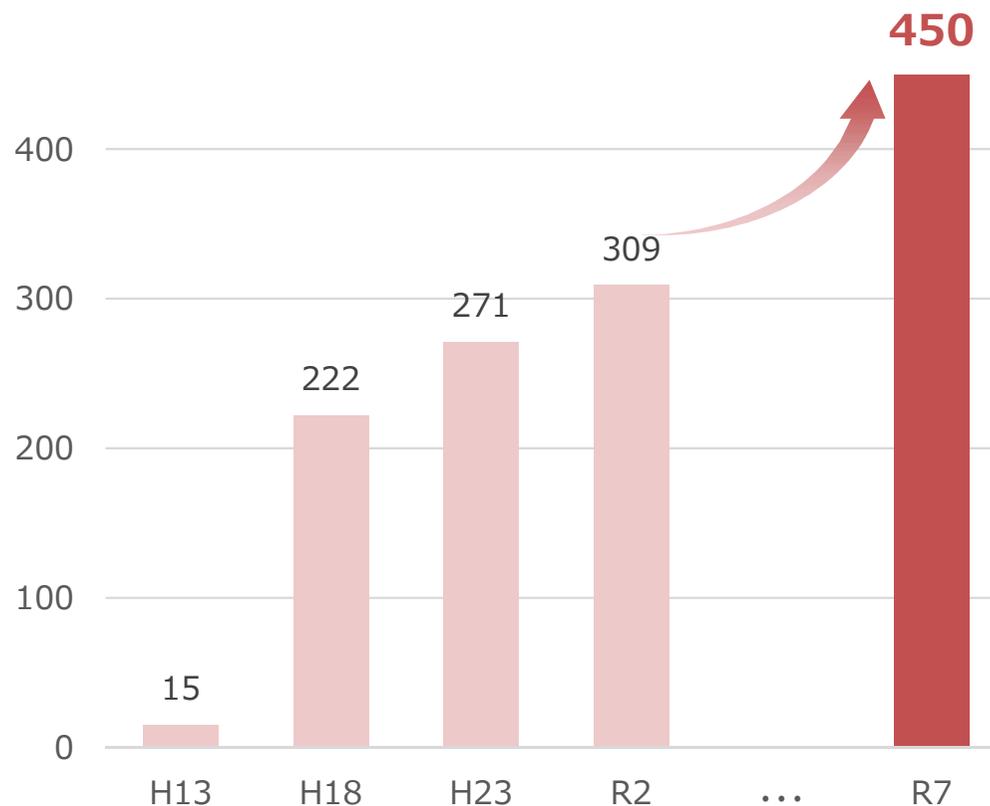
基本方針に基づく整備目標

- 2021（令和3）年度からの整備目標では、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していく観点から、マスタープラン・基本構想の作成による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進を掲げており、具体的な目標値を定めています。
- 特に2020年のバリアフリー法改正を契機として、ソフト対策も一体的に位置づけた計画策定が、「真の共生社会の実現」に向けた近道です。

＜マスタープランを作成している市町村数＞



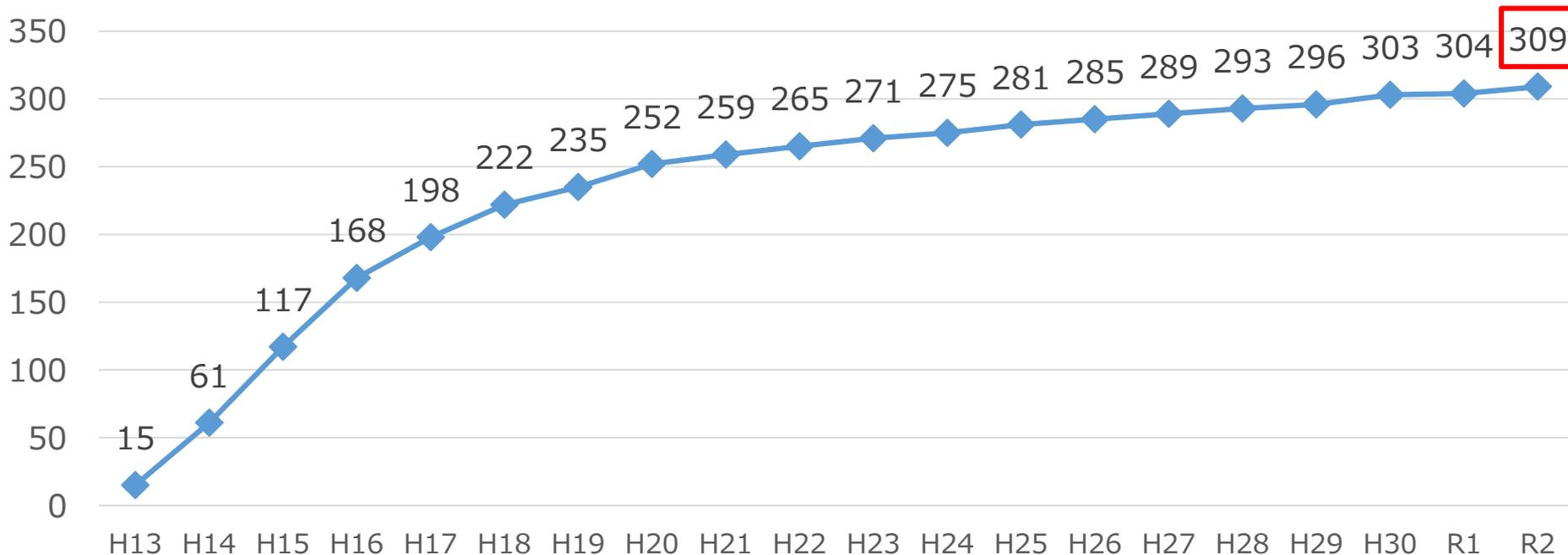
＜基本構想を作成している市町村数＞



全国における基本構想の作成状況（令和3年3月末時点）

- 全国における基本構想は、309市区町において作成されており、作成率は約2割となっている。
- 人口規模が比較的大きい「市・区」で見ると、作成率は3分の1となっており、そのうち政令市・中核市・特別区は8割以上となっている。

〈基本構想の作成自治体数〉



	全国	市・区				町	村
		政令市	中核市	その他の市	特別区		
作成率	17.7 %	95.0 %	84.5 %	27.5 %	91.3 %	3.2 %	0.0 %
作成数	309 / 1741	19 / 20	49 / 58	196 / 714	21 / 23	24 / 743	0 / 183

地域別 基本構想の作成状況 (令和3年3月末時点)

※ブロック内訳は、運輸局と同じ

	北海道	東北	関東	北陸信越	中部
作成数	16	12	93	17	43
作成率	8.9 %	5.3 %	27.1 %	12.1 %	24.3 %
	16 / 179	12 / 227	93 / 343	17 / 141	43 / 177
うち市・区の作成率	40.0 %	14.3 %	41.2 %	26.7 %	38.1 %
	14 / 35	11 / 77	89 / 216	16 / 60	40 / 105

	近畿	中国	四国	九州	沖縄
作成数	80	22	6	18	2
作成率	40.4 %	20.6 %	6.3 %	7.7 %	4.9 %
	80 / 198	22 / 107	6 / 95	18 / 233	2 / 41
うち市・区の作成率	63.1 %	37.0 %	15.8 %	15.7 %	18.2 %
	70 / 111	20 / 54	6 / 38	17 / 108	2 / 11

(参考)
整備目標450市町村を市・区で達成するためには、作成率を55%超にする必要がある。

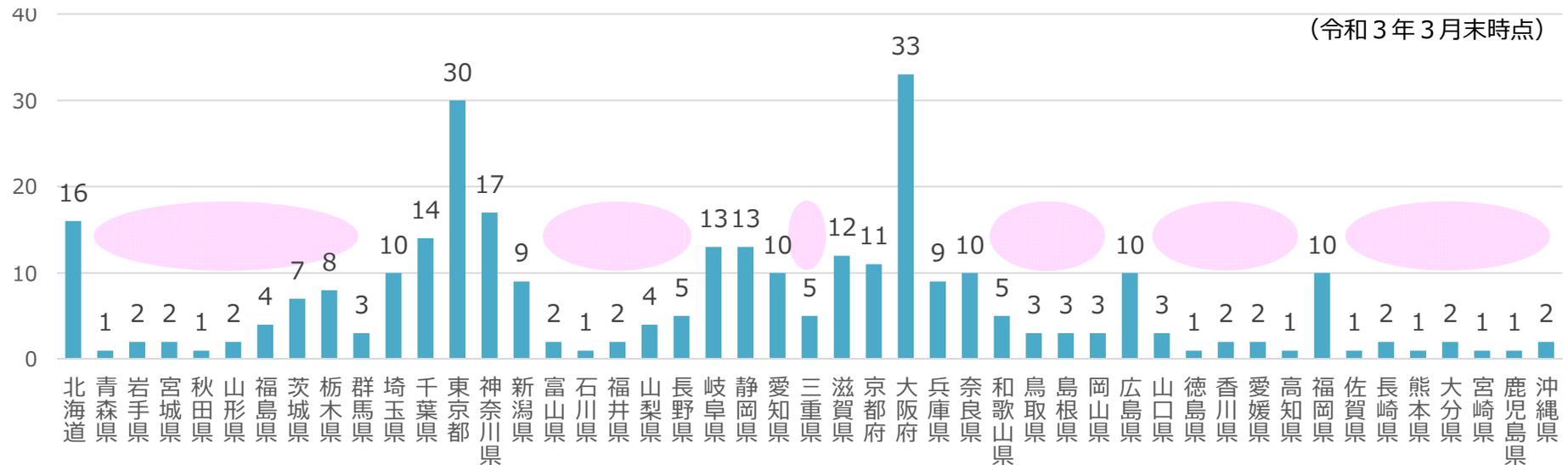
	作成数	作成率	うち市・区の作成率
全国	309	17.7 %	35.0 %
		309 / 1741	285 / 815

※赤塗り箇所：
全国平均以上
※青塗り箇所：
全国平均以下

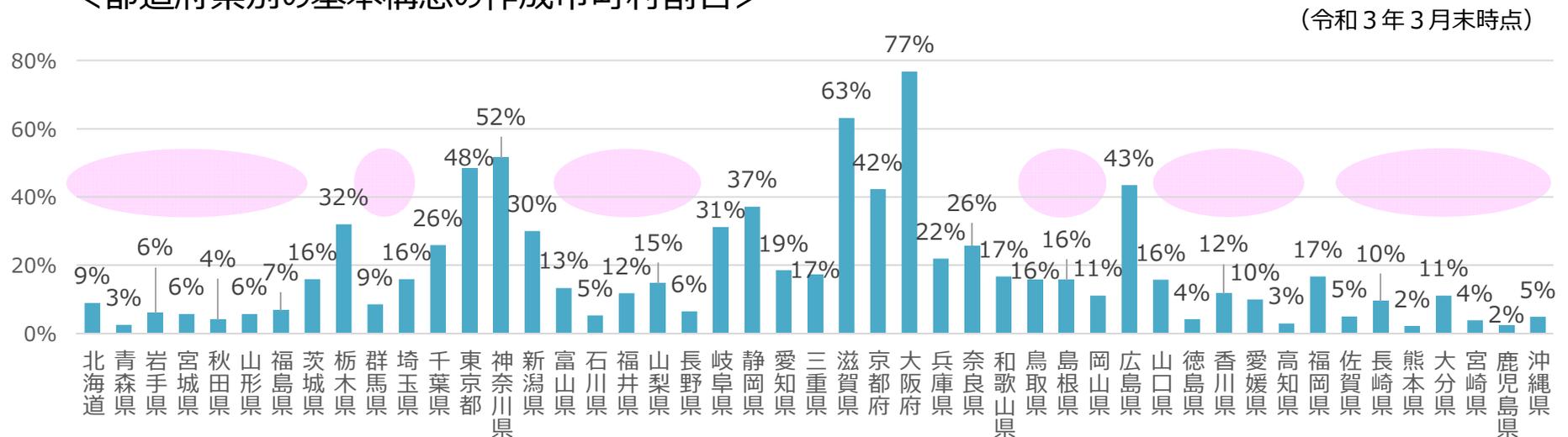
都道府県別基本構想の作成状況 (令和3年3月末時点)

- 都市部に比べて、地方部においては基本構想の作成が進んでいない傾向にある。

<都道府県別の基本構想の作成市町村数>



<都道府県別の基本構想の作成市町村割合>



基本構想・移動等円滑化促進方針作成市町村一覽

○移動等円滑化基本構想作成市町村（令和3年3月末時点）

都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
北海道	札幌市	千葉県	千葉市	神奈川県	大和市
	小樽市		市川市		伊勢原市
	旭川市		船橋市		座間市
	室蘭市		松戸市		大磯町
	釧路市		野田市		二宮町
	北見市		習志野市		新潟市
	苫小牧市		柏市		長岡市
	江別市		市原市		柏崎市
	千歳市		流山市		新発田市
	滝川市		八千代市		見附市
	深川市		我孫子市	糸魚川市	
	富良野市		鎌ヶ谷市	上越市	
	恵庭市		浦安市	南魚沼市	
	伊達市		袖ヶ浦市	湯沢町	
	枝幸町		千代田区	魚津市	
	遠軽町		港区	射水市	
	青森県		青森市	新宿区	石川県
盛岡市		文京区	福井県	福井市	
岩手県	一関市	台東区		敦賀市	
	仙台市	墨田区	甲府市		
宮城県	松島町	江東区	山梨県	山梨市	
	秋田市	品川区		山吹市	
秋田県	山形市	品川区		上野原市	
	南陽市	目黒区	松本市		
山形県	福島市	大田区	長野県	岡谷市	
	福島市	世田谷区		諏訪市	
	会津若松市	中野区		塩尻市	
福島県	郡山市	杉並区	茅野市		
	いわき市	豊島区	岐阜市		
	水戸市	北区	多治見市		
茨城県	日立市	荒川区	中津川市		
	土浦市	板橋区	瑞浪市		
	石岡市	練馬区	羽島市		
	笠間市	足立区	惠那市		
	取手市	葛飾区	美濃加茂市		
	ひたちなか市	渋谷区	土岐市		
栃木県	宇都宮市	八王子市	各務原市		
	栃木市	武蔵野市	可児市		
	佐野市	三鷹市	瑞穂市		
	鹿沼市	府中市	笠松町		
	日光市	調布市	笠松町		
	小山市	町田市	垂井町		
群馬県	那須塩原市	小金井市	静岡市		
	下野市	日野市	浜松市		
	前橋市	羽村市	沼津市		
	高崎市	横浜市	熱海市		
埼玉県	伊勢崎市	川崎市	三島市		
	さいたま市	相模原市	富士宮市		
	熊谷市	平塚市	伊東市		
	川口市	鎌倉市	島田市		
	所沢市	藤沢市	富士市		
	東松山市	小田原市	焼津市		
	深谷市	茅ヶ崎市	藤枝市		
	入間市	逗子市	御殿場市		
	白岡市	三浦市	袋井市		
	小川町	秦野市	名古屋市		
寄居町	厚木市	岡崎市			

○移動等円滑化促進方針（マスタープラン）作成市町村（令和3年3月末時点）

都道府県	市町村
香川県	高松市
愛媛県	丸亀市
	松山市
高知県	今治市
	高知市
福岡県	北九州市
	福岡市
	大牟田市
	久留米市
	筑紫野市
	大野城市
	古賀市
	福津市
	糸島市
	遠賀町
佐賀県	唐津市
長崎県	長崎市
	佐世保市
熊本県	熊本市
大分県	大分市
	別府市
宮崎県	宮崎市
鹿児島県	鹿児島市
	那覇市
沖縄県	宮古島市

都道府県	市町村
岩手県	遠野市
千葉県	千葉市
東京都	大田区
富山県	射水市
三重県	伊勢市
大阪府	堺市(※)
兵庫県	明石市
奈良県	奈良市
山口県	宇部市
福岡県	飯塚市
大分県	大分市

計 11 市町村

※堺市の計画については、移動等円滑化促進地区等は今後定められることになっている。

都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村								
愛知県	瀬戸市	大阪府	門真市	滋賀県	近江八幡市								
	春日井市		摂津市		草津市								
	豊川市		高石市		守山市								
	刈谷市		藤井寺市		栗東市								
	豊田市		東大阪市		甲賀市								
	日進市		泉南市		野洲市								
	知多市		四條畷市		高島市								
	阿久比町		大阪狭山市		米原市								
	津市		大塚市		竜王町								
	伊勢市		阪南市		京都市								
三重県	松阪市	兵庫県	宝塚市	京都府	福知山市								
	桑名市		川西市		宇治市								
	亀山市		播磨町		亀岡市								
	大津市		奈良市		向日市								
	彦根市		大和郡山市		長岡京市								
	長浜市		橿原市		八幡市								
	津市		香芝市		京田辺市								
	伊勢市		葛城市		木津川市								
	松阪市		五條市		大山崎町								
	桑名市		河合町		精華町								
滋賀県	守山市	奈良県	五條市	和歌山県	和歌山市								
	栗東市		河合町		橋本市								
	甲賀市		桜井市		田辺市								
	野洲市		斑鳩町		高野町								
	高島市		上牧町		那智勝浦町								
	米原市		和歌山県		鳥取市								
	竜王町		和歌山県		米子市								
	京都市		和歌山県		倉吉市								
	福知山市		和歌山県		松江市								
	宇治市		和歌山県		出雲市								
京都府	向日市	鳥取県	倉吉市	島根県	江津市								
	長岡京市		鳥取市		岡山県	倉敷市							
	八幡市		米子市			広島県	笠岡市						
	京田辺市		倉吉市				山口県	津山市					
	木津川市		松江市					徳島県	呉市				
	大山崎町		出雲市						徳島県	三原市			
	精華町		江津市							徳島県	尾道市		
	大阪府		倉敷市								徳島県	福山市	
	堺市		笠岡市									徳島県	東広島市
	岸和田市		津山市										徳島県
豊中市	広島市	徳島県	大竹市										
池田市	呉市		徳島県	海田町									
吹田市	三原市			徳島県	坂町								
高槻市	尾道市				徳島県	下関市							
貝塚市	福山市					徳島県	山口市						
守口市	東広島市						徳島県	周南市					
枚方市	廿日市市							徳島県	徳島市				
茨木市	大竹市								徳島県				
八尾市	海田町									徳島県			
泉佐野市	坂町										徳島県		
富田林市	下関市	徳島県											
寝屋川市	山口市		徳島県										
河内長野市	周南市			徳島県									
松原市	徳島市				徳島県								
和泉市						徳島県							
箕面市							徳島県						
柏原市								徳島県					
羽曳野市									徳島県				

計 309 市町村

《参考資料》

- 『移動等円滑化促進方針作成市町村一覽』：
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001351711.pdf>
- 『基本構想作成市町村一覽』：
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001340561.pdf>

移動等円滑化促進方針(マスタープラン)とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等※が利用する施設が集積している地区において、市町村が**面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの**。

具体的な事業化の動きがなくても、市町村全域にわたる方針を示すなど、地域におけるバリアフリー化の考え方を共有することが可能。

※高齢者、障害者等：高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- マスタープランの位置づけ、マスタープラン作成の背景、移動等円滑化促進地区の特性、マスタープランの計画期間等を記載。

◎ 移動等円滑化促進地区

● 移動等円滑化促進地区の位置・区域

- 移動等円滑化促進地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

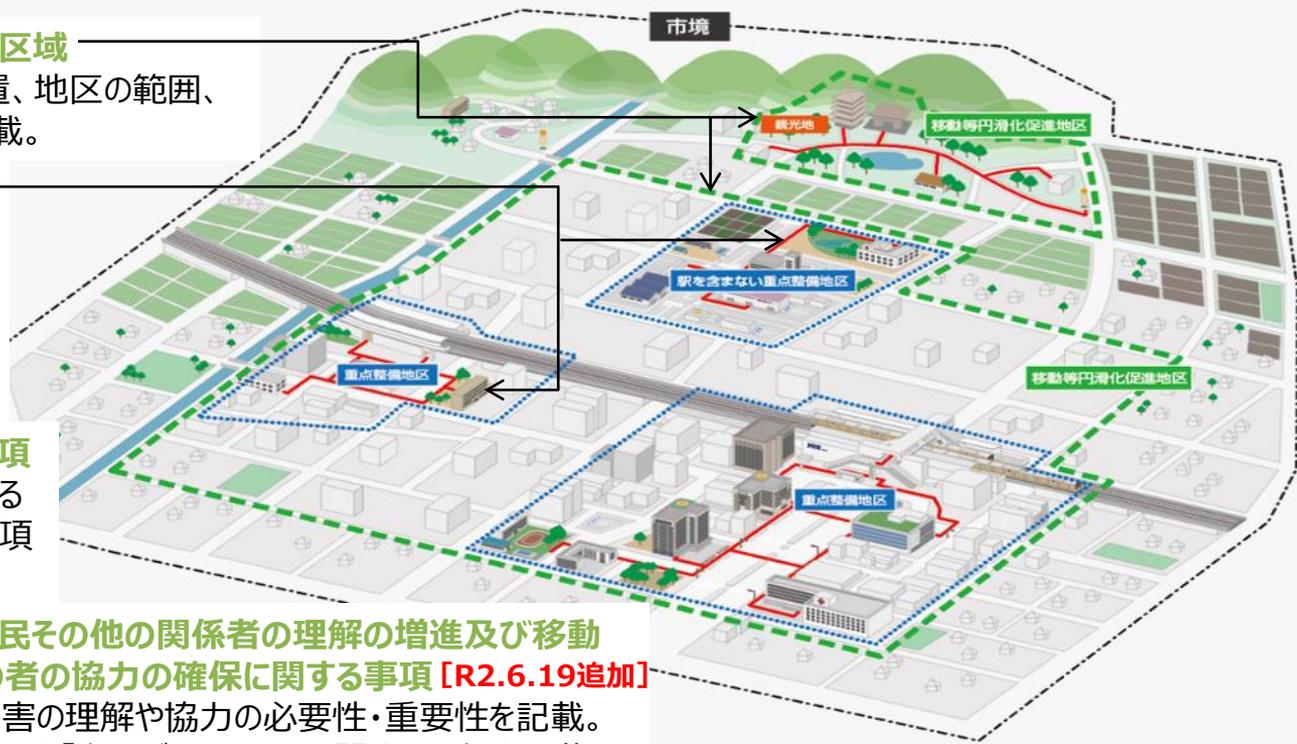
- 生活関連施設、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する事項

- 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項 [R2.6.19追加]

- 住民その他の関係者における障害の理解や協力の必要性・重要性を記載。
- 住民その他の関係者が取り組むべき「心のバリアフリー」に関する取組を記載。



◎ 行為の届出に関する事項

- 旅客施設、道路の新設等の際に届け出る事項を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

バリアフリー基本構想とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する**具体的な事業を位置づけた計画**。基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から**面的・一体的なバリアフリー化が可能**となる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- 基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

◎ 重点整備地区

● 重点整備地区の位置・区域

- 重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

- 生活関連施設（3以上）、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

● 実施すべき特定事業に関する事項

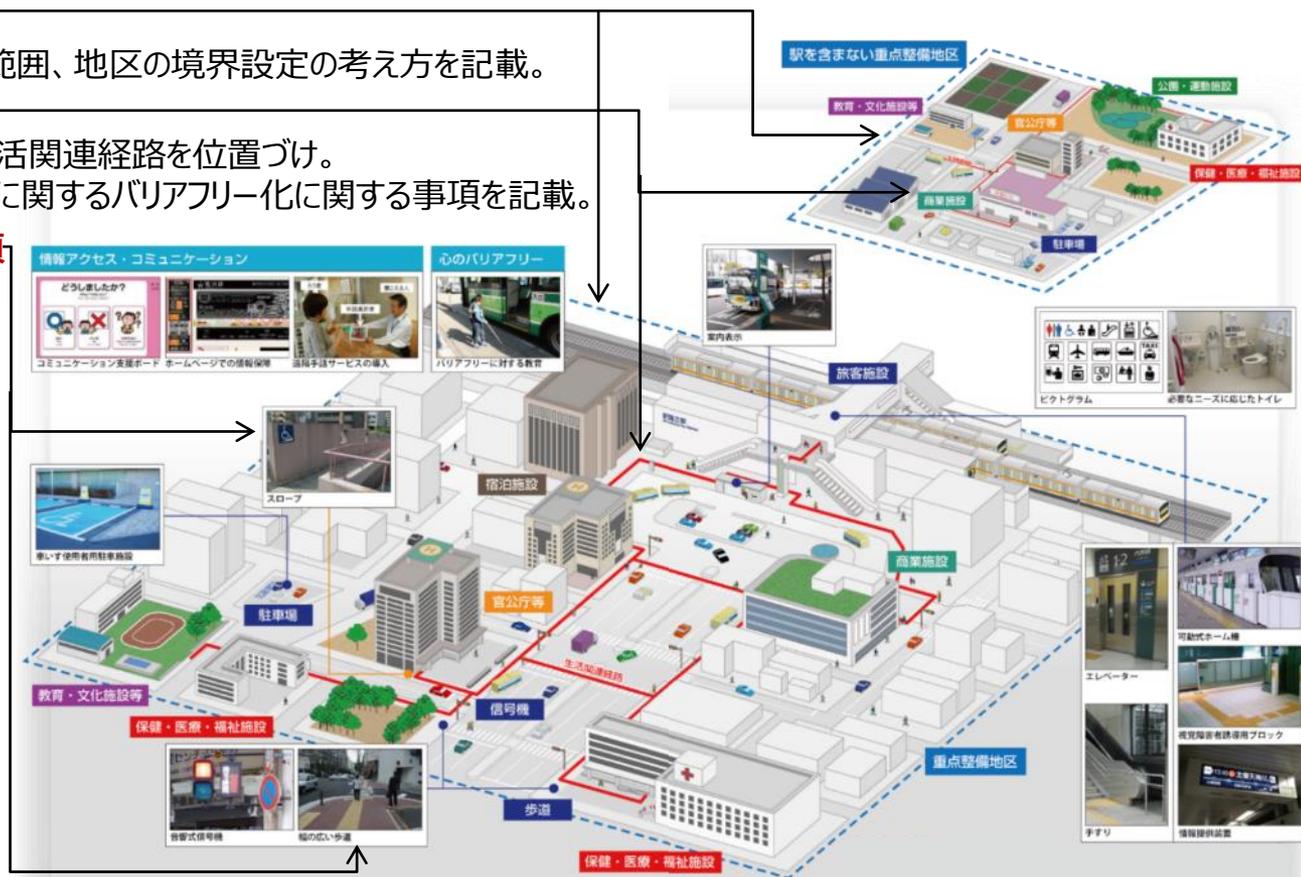
[R2.6.19「教育啓発特定事業」追加]

- 事業内容
 - 対象施設
 - 事業者
 - 整備内容
 - 事業実施時期
- 等を記載。

● 移動等円滑化のために必要な事項

- 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載。

- ☆ 市街地開発事業との調整
 - ☆ 駐輪施設の整備等の市街地改善
 - ☆ 交通手段の充実
 - ☆ ソフト施策
- 等



バリアフリー基本構想作成のメリット

○ 当事者のまちづくりへの参加

- 地域住民である高齢者、障害者等の意見反映措置により、**当事者参加による誰もが参加しやすいまちづくりが可能**となる。

○ 既存施設も含めたバリアフリー整備の推進

- 特定事業を設定することにより、**既存施設もバリアフリー整備の義務化の対象となり、バリアフリー化を推進**することが可能となる。

○ 公共施設等適正管理推進事業債（ユニバーサルデザイン事業）の活用

- 基本構想に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業等については、一定の要件のもと、**公共施設等適正管理推進事業債におけるユニバーサルデザイン事業の対象**となる。（充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて最大50%まで引上げ））

対象事業

（総務省作成資料より）

- バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業やその他の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

<バリアフリー改修の例>

- …車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等

<その他のユニバーサルデザイン改修の例>

- …授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

【事業イメージ】



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円（1台）



多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

○ 公共交通特定事業計画に係る地方債の特例

- 旅客施設におけるバリアフリー整備を**公共交通特定事業**に位置づけ、国庫補助金の交付対象となる場合に限り、当該事業に助成を行う場合に、地方財政法第5条の規定によらず、**地方債の対象経費とすることができる**。

○ バリアフリーマップ作成等の円滑化

- 基本構想にバリアフリーマップの作成等について明記した場合、各施設の管理者等からバリアフリー化の状況等を報告させることができ、**円滑な情報収集が可能**となる。

対象施設

義務：旅客施設、特定道路

努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容

エレベーターの有無、

障害者用のトイレや駐車施設の有無・数

等

○ 道路、公園等及び鉄道駅のバリアフリー化事業に対する交付金・補助金の重点配分

- 道路事業や市街地整備事業、都市公園・緑地等事業等において**歩行空間の整備や公園施設のユニバーサルデザイン化**を図る場合、基本構想に位置づけられた地区は、社会資本整備総合交付金等の**重点配分の対象**となる。
- 鉄道駅のバリアフリー化の整備**に関する補助制度について、基本構想に位置づけられた鉄道駅の事業は、補助金の**重点配分の対象**となる。

(参考)基本構想に位置づけられる特定事業

公共交通特定事業

ノンステップバスの導入



ホームドアの設置等



道路特定事業

視覚障害者誘導用
ブロックの設置



車道との段差解消



路外駐車場特定事業

車椅子使用者用駐車区画
の整備等



都市公園特定事業

園路の段差解消
障害者対応型トイレの整備等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター
設置等の段差解消



障害者対応型トイレの
整備

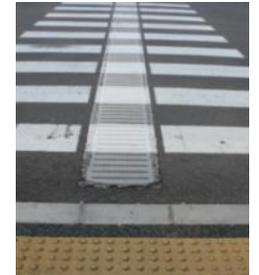


交通安全特定事業

音響式信号機
残り時間のわかる信号機



エスコートゾーンの設置



+ R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

(想定される事業)

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育 (バリアフリー教室)
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会 等

【教育啓発特定事業のイメージ】



小学生による公共交通の
利用疑似体験



タクシー事業者における
ユニバーサルマナー研修

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく移動等円滑化促進方針及び基本構想（※）の策定に要する調査経費を支援。

※バリアフリー法の改正により、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、従来のハード整備に加え、心のバリアフリーに関する特定事業（教育啓発特定事業）を創設。公共交通特定事業（ハード整備）と併せて教育啓発特定事業（ソフト対策）を基本構想に位置づけ、ハード・ソフト一体となったバリアフリー化を推進する市町村を支援。

地域公共交通バリアフリー化調査事業（移動等円滑化促進方針策定事業、基本構想策定事業）

○補助対象者：市町村（ただし、バリアフリー法第24条の4第1項又は第26条第1項に規定する協議会の構成員）

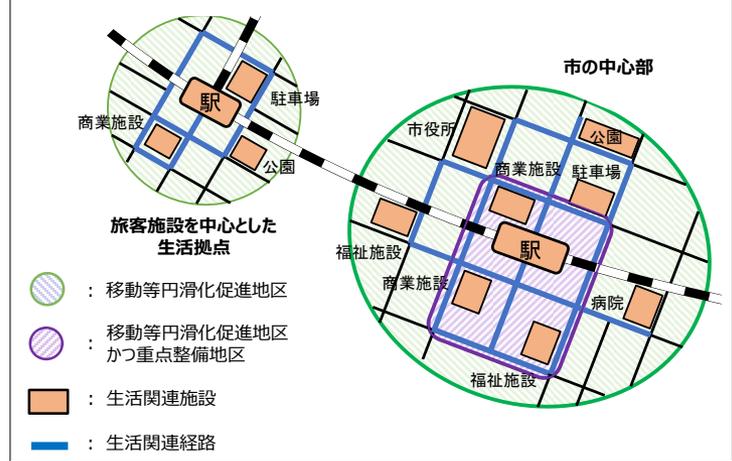
○補助対象経費：地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針又は基本構想（※）の策定に必要な調査経費

- ・ 協議会開催等の事務費
- ・ 住民・利用者アンケートの実施費用
- ・ 短期間の実証調査のための費用 等
- ・ 地域のデータの収集・分析の費用
- ・ 専門家の招聘費用

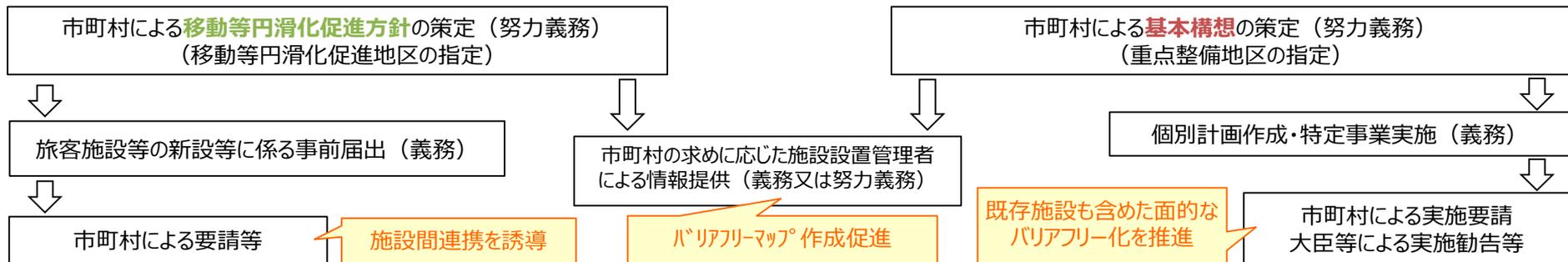
※基本構想については、公共交通特定事業（ホームドアの設置、ノンステップバスの導入等）に加え、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業（公共交通の利用疑似体験等）を位置づけ、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を目指すものに限る。

○補助率：1/2（上限500万円）

【マスタープラン及び基本構想のイメージ】



「移動等円滑化促進方針・基本構想制度の概要」



「参考資料」

- ・『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』
- ・『交付要綱・実施要領』

- ： http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html
- ： http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

- 国土交通省では、市町村が移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想を新規に作成しようとする場合や、作成済みのマスタープラン・基本構想を見直す場合に活用できるよう、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」を作成・公表している。（平成20年度発行、平成28年度・平成30年度に見直し）
- 令和2年6月一部施行の改正バリアフリー法における移動等円滑化の促進に関する「心のバリアフリー」などのソフト対策の強化や、令和3年4月施行の基本方針改正における移動等円滑化促進地区等の要件の見直し等を踏まえ、令和3年3月に改訂。

ガイドライン改訂の主なポイント

■ マスタープランにおける「心のバリアフリー」に関する記載事項の追加

マスタープランの必須記載事項となった「心のバリアフリー」に関する事項について、記載すべき内容や記載事例等を追加

■ マスタープランの作成事例の充実

平成30年度に創設されたマスタープランについて、近年の作成事例における地区設定の考え方や、届出制度、情報提供に関する記載事例を追加

■ 基本構想に位置づける「教育啓発特定事業」の説明内容を追加

特定事業の種類に追加された「教育啓発特定事業」を位置づける際の留意点や、記載すべき内容、特定事業計画の作成例を追加

■ 基本構想等の住民提案制度の活用方法や事例を追加

基本構想の住民提案を受けた実績がある市町村や提案したことがある住民団体にアンケート調査を行い、市町村の体制整備や検討方法のポイントや住民提案事例を追加

目次

I. 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成に関する内容

- 第1章 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想とは
- 第2章 ガイドラインの概要
- 第3章 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成にあたって

II. 移動等円滑化促進方針の作成

- 第4章 移動等円滑化促進方針の作成
- 第5章 移動等円滑化促進方針の評価・見直し

III. バリアフリー基本構想の作成

- 第6章 バリアフリー基本構想の作成
- 第7章 バリアフリー基本構想の評価・見直し
- 第8章 特定事業計画の作成



＜マスタープラン・基本構想のイメージ図＞

- マスタープラン・基本構想を作成する自治体は、必要に応じて都道府県から必要な助言その他の援助を求めることができる。
- 都道府県は、市町村の境界を越えた面的なバリアフリー化の調整の仲介等や、他の市町村の作成事例等の提供を行うなど、広域的な見地から支援することが重要。

<市町村によるマスタープラン・基本構想作成における都道府県の関与>

○ 市町村が都道府県に期待する主な役割

- 地方公共団体規模別の**先進事例の紹介**
- 基本構想等作成に関する**勉強会やセミナーの開催**
- 基本構想等の作成・見直し時の**財政・人的支援**
- 具体の事業を実施する際の**関係機関等との調整**
- 旅客施設が市町村境界に存する場合などの**広域的な見地からの調整**
- 協議会への参画
- 各施設設置管理者に対する**特定事業計画作成の働きかけ**
- 施設設置管理者としての**意見・協力**
- 県内市町村における**共通運用ルールなどのとりまとめ**

(H30「基本構想作成における都道府県の関与の実態把握等に関するアンケート調査」(国土交通省)より)

管内市区町村の作成状況の提供<神奈川県>

都道府県のホームページにおいて管内市区町村の基本構想の作成状況を提供しており、基本構想未作成の市町村等に対して、先進事例を提供する有効な手段となっている。

<神奈川県ホームページより>



セミナーの開催<奈良県>

県、運輸局、整備局で「基本構想作成推進セミナー」を共催。セミナーと合わせて各市町村に個別説明等を実施した結果、基本構想の作成につながった例もある。

■バリアフリー基本構想策定推進セミナー

地方自治体が作成するバリアフリー基本構想の取り組みを推進するため、近畿地方整備局及び府県と連携し、地方自治体のバリアフリー担当部門及び交通事業者を対象に、基本構想策定推進セミナーを開催しています。平成26年度は、奈良県において、開催いたしました。

■奈良県バリアフリー基本構想策定推進セミナー

日 時：平成26年11月7日(金) 14:00~16:30
場 所：橿原市役所内会議室・近鉄八木西口駅ほか
共 催：近畿運輸局、奈良県
出席者：奈良県内の市町村担当者 6市7町1村 22名
内 容：①講演

- ・当事者参加で進めるバリアフリー実践の経緯を通じて(兵庫県立福祉のまちづくり研究所 北川 博巳氏)
 - ・バリアフリー施策の取り組みの現状(近畿運輸局)
 - ・橿原市バリアフリー基本構想の進捗について(橿原市)
 - ・奈良県内のバリアフリー基本構想に関する現状について(奈良県)
- ②橿原市バリアフリー化状況説明
- ・鉄道駅のバリアフリー化について(近畿日本鉄道株式会社)
 - ・橿原市重点整備地区内のバリアフリー化について(近畿地方整備局奈良国道事務所)

<近畿運輸局ホームページより>